

不服申立て事案答申第 233 号

不服申立て事案諮問第 251 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において開示しないこととした別表の 1 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 4 年 12 月 22 日付で行った自己情報開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 2 月 1 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 4 年 12 月 22 日付けで、処分庁宛ての自己情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した。

なお、受理した自己情報開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、私が特定年月日 A に管理会社から修理費用を請求された件で D 警察署に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、D 警察署交通課で保管するもの）と記載されていた。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、条例第 22 条第 2 項の規定により、本件請求のほか開示請求が同時期に集中し、かつ、年末年始が重なり執務ができないことから、期間内に開示決定をすることができないと判断し、延長後の決定期間を令和 5 年 2 月 3 日までとする決定期間延長通知書（令和 5 年 1 月 5 日付け交捜発第 34 号）を審査請求人に通知した。

(ウ) 一部開示決定

本件保有個人情報、特定年月日 A に審査請求人が、居住するマンションで発生した物件事故に端を発する民事上のトラブルに関する相談を D 警察署にしたことにより作成された警察安全相談等・苦情取扱票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち、条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、本件決定通知書（令和 5 年 2 月 1 日付け交捜発第 356 号）により審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件対象情報に関して開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、

- ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第 17 条第 2 号に該当）
 - ・警察官の「職員番号」（条例第 17 条第 2 号に該当）
 - ・開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分（条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に該当）
 - ・相談に対する調査結果が記載された部分（条例第 17 条第 8 号に該当）
- である。

(イ) 本件審査請求で審査請求人が決定の取り消しを求める不開示部分は、

- ・開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分（条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に該当）
 - ・相談に対する調査結果が記載された部分（条例第 17 条第 8 号に該当）
- である。

(ウ) 以下、開示しないこととした理由について述べる。

a 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分

条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分として不開示とした部分は、現場見分に立ち会ったマンション管理会社の担当者からの聴取事項及び担当者に対する警察の措置が記載されており、これらが開示されるとするならば、警察が審査請求人以外の第三者に対する措置が必要な場合に、第三者がそれら必要な措置への対応を差し控え、又は事実と異なる対応をすることも十分考えられる。そうなれば、事実関係の把握が困難

となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該不開示部分については、条例第 17 条第 8 号に該当すると考えられることから、不開示としたものである。

また、その内容には審査請求人以外の第三者であるマンション管理会社の担当者個人を識別することができる情報及び同人の具体的な供述も含まれており、当該部分については、当然に条例第 17 条第 2 号に規定される不開示情報である第三者個人情報にも該当すると判断したところである。

b 相談に対する調査結果が記載された部分

前述のとおり、条例第 17 条第 8 号において、県の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とする情報であることが規定されている。

相談に対する調査結果が記載された部分として不開示とした部分は、審査請求人以外の第三者である審査請求人の母親が発生させた物件交通事故の調査結果及び本件相談におけるトラブルの相手方に対する調査結果であり、これらが開示されるとするならば、今後警察への相談者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇し、それにより個々の相談について警察内部で適正な判断をして具体的な対応方針を検討することが困難になり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号又は同条第 8 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

ウ 審査請求人の主張の失当性

(ア) 私生活に関する自然人の情報のみが対象で、管理会社という法人に対して行った警察の措置は条例第 17 条第 2 号には該当しない旨の主張

本件審査請求書において審査請求人は、本件対象情報のうち不開示とされた部分について D 警察署がとった措置は、管理会社の社員個人に対して行ったものではなく、管理会社という法人に対して行ったものであり、自然人の私生活における情報を対象にしている条例第 17 条 2 号には該当しないと主張している。

しかしながら、不開示とした部分については、管理会社の社員の言動であって一個人の言動であり、法人によるものではなく、管理会社の社員の言動は条例第 17 条第 2 号の対象であることは明白である。

(イ) 見分に関する情報は財産を保護するため開示することが必要な情報に該当し、不開示情報には該当しない旨の主張

審査請求人は、本件シャッター、本件車両の状況等の見分に関する情報は、条例第 17 条第 2 号ロ「財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、条例第 17 条第 2 号の想定する不開示情報には該当

しないと主張している。

しかしながら、物件交通事故の見分については通常、第1当事者と第2当事者双方に対して事情聴取及び物件の見分を行うことから、見分の結果には物件事故の事実関係を明らかにする相手方の供述及び相手方への警察の措置が含まれ、それらは第三者情報として保護されるべき相手方の重要な権利利益であり、それら保護されるべき利益に優越して開示する必要があるとは認められない。

(ウ) 事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる高度の蓋然性がない旨の主張

審査請求人も同席の上で車両及びシャッターの見分が行われ、その結果はその場で審査請求人に口頭で説明されており、審査請求人に秘匿にする必要はないと主張している。

しかしながら、物損交通事故の見分結果には、現場における当事者らへの説明以外にも、当事者双方の権利利益に直結する供述又は物件の見分の結果から総合的に警察官が判断した調査結果が含まれており、それらには物件交通事故から人身交通事故若しくはその他の法令違反事件等に対応するための情報が含まれていることから、これらが開示されることとなれば、事故当事者としての供述や説明の程度から警察の調査結果をうかがい知ることとなり、自己に有利な供述に変更しようとする者、真実を語ることを躊躇する者などが生ずるおそれがあることから、物件交通事故の見分結果を不開示とする理由があることは明白である。

エ 条例第19条に基づく裁量的開示が相当な事案であるとの主張

審査請求人は、条例第19条に基づく裁量的開示が相当な事案であると主張しているが、不開示とした情報は開示請求者以外の第三者に対する措置又は調査結果であって、それら保護されるべき権利利益を上回る特別な必要性は認められない。

なお、審査請求人はその他様々な事項を申し立てているが、本件処分に影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は失当である。

(2) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

本件保有個人情報、マンションの駐車場のシャッターに車が接触した事案に端を発する民事上のトラブルに関する相談を審査請求人がD警察署にした際に作成された警察安全相談等・苦情取扱票である。

審査請求人は、審査請求書において、開示請求者以外の第三者に対する措置が

記載された部分及び相談に対する調査結果が記載された部分の開示を求めていると解されることから、これらの部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 当審議会において開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分を見分したところ、現場見分に立ち会ったマンション管理会社の担当者からの聴取事項、担当者の氏名及び担当者に対する警察の措置等が記載されており、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

イ ただし、同条第 2 号ただし書イは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、例外的に開示することとしている。

審査請求人は、反論書においてマンション管理会社の担当者が警察に対して説明をしていた際に審査請求人が立ち会っていたと主張している。当審議会が事務局を通じて処分庁に確認したところ、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、審査請求人同席の下で行われたマンション管理会社の担当者からの警察による聴取の際の聴取事項が記載されているとのことであり、これは慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるため、同条第 2 号ただし書イに該当する。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分は条例第 17 条第 2 号に該当しない。

ウ 一方で、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分は、担当者の氏名及び審査請求人同席の下で行われたわけではない警察の措置等が記載されており、これは慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、同条第 2 号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分は条例第 17 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分について

(ア) 処分庁によれば、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分が開示されるとするならば、警察が開示請求者以外の第三者に対する措置が必要な場合に、第三者がそれら必要な措置への対応を差し控え、又は事実と異なる対応をすることも十分考えられ、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

(イ) しかし、前記(2)イで述べたとおり、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、審査請求人が知るこ

とができる情報が記載されているところ、これを審査請求人に開示したとしても、処分庁が主張するような警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分は、条例第17条第8号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

- (ウ) また、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分には、開示請求者以外の第三者に対する措置等が記載されているところ、これを開示すると、第三者が必要な措置への対応を差し控えることも十分考えられ、その結果、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分は、条例第17条第8号に該当する。

イ 相談に対する調査結果が記載された部分について

- (ア) 処分庁によれば、相談に対する調査結果が記載された部分が開示されると、警察の調査に対して自己に有利な供述に変更しようとする者や真実を語ることを躊躇する者が生じ、個々の相談について警察内部で適正な判断をして具体的な対応方針を検討することが困難になり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

- (イ) 当審議会において相談に対する調査結果が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分を見分したところ、審査請求人にとって明らかな事実が記載されているに過ぎないことから、当該部分を開示したとしても、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、相談に対する調査結果が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分は条例第17条第8号には該当しない。

したがって、開示すべきである。

- (ウ) 一方で、当審議会において相談に対する調査結果が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分を見分したところ、本件相談に対する警察の調査過程や調査結果が記載されており、これらが開示されると、警察の調査に対して真実を語ることを躊躇する者が生じ、その結果、個々の相談について警察内部で適正な判断をして具体的な対応方針を検討することが困難になり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、相談に対する調査結果が記載された部分のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分は条例第17条第8号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が特定年月日Aに管理会社から修理費用を請求された件でD警察署に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、D警察署交通課で保管するもの）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 審査請求の対象となった部分	4 開示すべき部分
警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条第 2 号	なし	なし
職員番号		なし	なし
開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分	条例第 17 条第 2 号及び第 8 号	全て	取扱状況欄のうち 18 行目 1 文字目から 20 行目 9 文字目まで、21 行目 1 文字目から 24 行目 6 文字目まで
相談に対する調査結果が記載された部分	条例第 17 条第 8 号	全て	取扱状況欄のうち 17 行目 11 文字目から 21 文字目まで

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 5. 30	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 5. 20 (第 237 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 6. 5 (第 238 回審議会)	審議
6. 7. 22 (第 239 回審議会)	審議
6. 8. 19 (第 240 回審議会)	審議
6. 9. 27	答申